

VI その他の改正

1 交際費等の損金不算入制度に関する改正

〔制度の概要〕

法人が平成18年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度において支出する交際費等の額（中小法人(注)については、交際費等の額のうち年800万円（定額控除限度額）を超える部分の金額）は、損金の額に算入しないこととされています（旧措法61の4）。

(注) 事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人をいい、普通法人のうち事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人などの一定の法人による完全支配関係がある子法人等を除きます。以下同じです。

〔改正の内容〕

(1) 損金算入限度額の改正

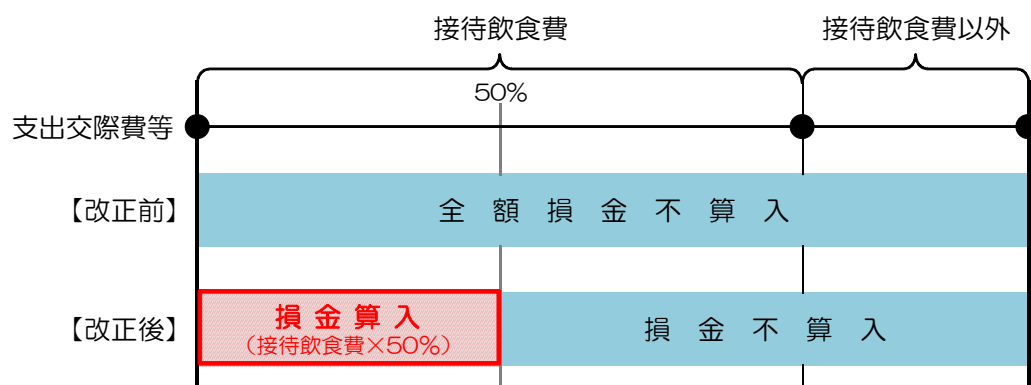
イ 交際費等の額のうち、接待飲食費の額の50%に相当する金額は損金の額に算入することとされました（措法61の4①）。

この接待飲食費とは、交際費等のうち飲食その他これに類する行為のために要する費用（専らその法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除きます。以下「飲食費」といいます。）であって、法人税法上で整理・保存が義務付けられている帳簿書類に次に掲げる事項を記載することにより飲食費であることが明らかにされているものをいいます（措法61の4④、措規21の18の4、法規59、62、67）。

- (イ) その飲食費に係る飲食等（飲食その他これに類する行為をいいます。以下同じです。）のあった年月日
- (ロ) その飲食費に係る飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名又は名称及びその関係
- (ハ) その飲食費の額並びにその飲食店、料理店等の名称及びその所在地
- (ニ) その他飲食費であることを明らかにするために必要な事項

(注) 1人当たり5,000円以下の飲食費については、従前どおり交際費等に該当しないこととされています（措法61の4④二、措令37の5①）。

《イメージ図》



ロ 中小法人については、上記イによる損金算入と、定額控除限度額までの損金算入とのいずれかを選択適用できることとされました（措法61の4①②）。

申告に当たっての注意点

中小法人が定額控除限度額までの損金算入の適用を受けるためには、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に定額控除限度額の計算を記載した法人税申告書別表十五（交際費等の損金算入に関する明細書）を添付する必要があります（措法 61 の 4 ⑤）。

(2) 適用期限の延長

適用期限が平成 28 年 3 月 31 日まで 2 年延長されました（措法 61 の 4 ①）。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法 68 の 66）。

〔適用時期〕

平成 26 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます（改正法附則 77、119）。

2 地方法人税の創設

〔創設された制度の概要〕

法人税を納める義務がある法人は、基準法人税額に 4.4%の税率を乗じて計算した地方法人税を、法人税と同じ時期に申告・納付することとされました。

(1) 納税義務者

地方法人税の納税義務者は、法人税の納税義務者と同一とされています（地方法人税法 4）。

(2) 課税事業年度

地方法人税の課税の対象となる事業年度（以下「課税事業年度」といいます。）は、法人の各事業年度とされています（地方法人税法 7）。

(3) 課税標準

地方法人税の課税標準は、各課税事業年度の課税標準法人税額とされており、各課税事業年度の課税標準法人税額は、各課税事業年度の基準法人税額とされています（地方法人税法 9）。

この基準法人税額とは、次の法人の区分に応じ、それぞれ次に掲げる法人税の額（附帯税の額を除きます。）とされています（地方法人税法 6）。

(イ) 確定申告書を提出すべき法人

法人税の課税標準である各事業年度の所得の金額について、法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定（所得税額控除、外国税額控除及び仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除に関する規定を除きます。）により計算した法人税の額

(ロ) 連結確定申告書を提出すべき連結親法人

法人税の課税標準である各連結事業年度の連結所得の金額について、法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定（所得税額控除、外国税額控除及び仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除に関する規定を除きます。）により計算した法人税の額

(ハ) 退職年金等積立金確定申告書を提出すべき法人

法人税の課税標準である各事業年度の退職年金等積立金の額について、法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定により計算した法人税の額

(4) 税額の計算

イ 地方法人税の額

地方法人税の額は、次の算式により計算した金額となります（地方法人税法 10）。

（算式）

$$\text{地方法人税の額} = \text{課税標準法人税額} \times 4.4\%$$

ロ 外国税額の控除

内国法人が各課税事業年度の法人税について、外国税額控除の適用を受ける場合において、控除対象外国法人税の額が法人税の控除限度額を超えるときは、当該課税事業年度の国外所得に対応する地方法人税の額を限度として、その超える金額は、当該課税事業年度の地方法人税の額から控除することになります（地方法人税法 12、地方法人税法令 3）。

ハ 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う地方法人税額の控除

内国法人の各課税事業年度開始の前日に開始した課税事業年度の地方法人税について税務署長が更正をした場合において、その更正について地方法人税法第 29 条第 1 項（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う地方法人税額の還付の特例）の規定の適用があったときは、その更正に係る同項に規定する仮装経理地方法人税額は、その更正の日以後に終了する各課税事業年度の地方法人税の額から控除することになります（地方法人税法 13）。

二 税額控除の順序

上記ロ及びハによる控除については、まずロの外国税額の控除をした後において、ハの仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う地方法人税額の控除をすることになります（地方法人税法 14）。

(5) 申告、納付及び還付

イ 中間申告

法人税の中間申告書を提出すべき法人は、法人税中間申告書に係る課税事業年度開始の日以後 6 月を経過した日から 2 月以内に、税務署長に対し地方法人税中間申告書を提出しなければなりません（地方法人税法 16、17、地方法人税法規 2～4）。

なお、地方法人税中間申告書を提出すべき法人がその地方法人税中間申告書をその提出期限までに提出しなかった場合には、その法人については、その提出期限において、税務署長に対し地方法人税中間申告書の提出があったものとみなされます（地方法人税法 18）。

ロ 確定申告

法人は、原則として各課税事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に、税務署長に対し地方法人税確定申告書を提出しなければなりません（地方法人税法 19、地方法人税法規 5～7）。

ハ 納付

地方法人税中間申告書又は地方法人税確定申告書を提出した法人は、地方法人税の額があるときは、これらの申告書の提出期限までに、地方法人税を国に納付する必要があります（地方法人税法 20、21）。

二 還付

(イ) 中間納付額の還付

地方法人税中間申告書を提出した法人がその地方法人税中間申告書に係る課税事業年度の地方法人税確定申告書の提出をした場合において、その地方法人税確定申告書に中間納付額でその課税事業年度の地方法人税の額の計算上控除しきれなかった金額の記載があるときは、その金額に相当する中間納付額が還付されます（地方法人税法 22）。

(ロ) 欠損金の繰戻しによる法人税の還付があった場合の還付

欠損金の繰戻しによる法人税の還付請求書を提出した法人に対して還付所得事業年度又は還付所得連結事業年度に該当する課税事業年度に係る法人税が還付される場合において、当該課税事業年度の確定地方法人税額があるときは、その確定地方法人税額のうち、法人税の還付金の額に 4.4% を乗じて計算した金額に相当する金額が併せて還付されます（地方法人税法 23）。

〔適用時期〕

平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する課税事業年度の基準法人税額に対する地方法人税について適用されます（地方法人税法附則②）。ただし、上記(5)イについては、平成 27 年 10 月 1 日以後に開始する課税事業年度の地方法人税中間申告書について適用されます（地方法人税法附則③）。

〔地方法人税の創設に伴う関係法令の整備〕

地方法人税の創設に伴い、法人税法、租税特別措置法、震災特例法及び復興財源確保法等の関係法令について、所要の整備が行われています（法 26、38 等）。

3 復興特別法人税の 1 年前倒し廃止

〔制度の概要〕

法人は、基準法人税額につき、復興特別法人税を納める義務があり、復興特別法人税の額は、原則として平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの期間（以下「指定期間」といいます。）内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後 3 年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度（以下「課税事業年度」といいます。）の基準法人税額に 10%の税率を乗じて計算した金額とされています（旧復興財源確保法 40 十、42、43、45、47、48）。

また、法人が各課税事業年度において利子及び配当等の支払を受ける場合には、その利子及び配当等に課される復興特別所得税の額は、その課税事業年度の復興特別法人税の額から控除することとされています（旧復興財源確保法 49①）。さらに、復興特別法人税の額から控除をされるべき復興特別所得税の額で控除しきれなかった金額がある場合には、その金額を還付することとされています（旧復興財源確保法 54、56①）。

なお、課税事業年度に該当する事業年度後の各事業年度において課される復興特別所得税の額がある場合には、その各事業年度を課税事業年度とみなして、復興特別法人税の申告を行うことにより復興特別所得税の額の還付を受けることができます（旧復興財源確保法 45③、54、56①）。

〔改正の内容〕

(1) 復興特別法人税の 1 年前倒し廃止

上記の指定期間が平成 26 年 3 月 31 日までとされ、また、課税事業年度が指定期間内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後 2 年（改正前：3 年）を経過する日までの期間内の日の属する事業年度とされました（復興財源確保法 40 十、45、復興特別法人税令 3）。これにより、復興特別法人税の課税期間が 1 年短縮されました。

(2) 復興特別所得税額の法人税額からの控除

課税事業年度終了後の各事業年度において、法人が利子及び配当等に課される復興特別所得税の額は、所得税の額とみなして、各事業年度の法人税の額から控除し、復興特別所得税の額で法人税の額から控除しきれなかった金額があるときは、その金額を還付することとされました（復興財源確保法 33②、旧復興財源確保法 45③、復興特別法人税令 4、復興特別所得税令 13②）。

申告に当たっての注意点

イ 平成 26 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度については、原則として課税事業年度にはなりません。

(注) 平成 26 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度であっても、事業年度変更などにより、その事業年度に、指定期間内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後 2 年を経過する日までの期間内の日が含まれることとなる場合には、課税事業年度になります。

ロ 事業年度変更などにより法人の各課税事業年度の月数の合計が 24 月を超えることとなる場合には、その超えることとなる課税事業年度の課税標準法人税額について、一定の調整計算を行うこととなります（復興財源確保法 47②）。

- ハ 課税事業年度終了後の各事業年度において、法人が利子及び配当等に課される復興特別所得税の額は、利子及び配当等に課される所得税の額と合わせて法人税の額から控除することとなりますので、法人税申告書別表六(一)(所得税額の控除に関する明細書)に控除を受ける所得税の額と復興特別所得税の額を合わせて記載することとなります。
- ニ 上記ハの場合に、法人税の額から控除しても控除しきれなかった所得税及び復興特別所得税の額があるときは、その金額の還付を受けることができます。したがって、復興特別所得税額の還付を受けるために復興特別法人税の申告書を提出する必要はありません。

4 その他

○ その他、法人税に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 収益事業の範囲(旧法令5①一イ・ロ、二ニ・へ、三ヌ、四ハ、五リ・ル、二十九リ、改正法令附則2)	○ 次の事業について収益事業から除外する措置が廃止されました。 イ 公益社団法人等が行う児童福祉施設の児童の給食用の輸入脱脂粉乳の販売業 ロ 小規模企業者等設備導入資金助成法に規定する貸与機関が設備貸与事業又は設備資金貸付事業として行う設備の販売業、金銭貸付業及び物品貸付業 ハ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が工業再配置等業務及び産炭地域経過業務として行う不動産販売業及び不動産貸付業 ニ 食品流通構造改善促進機構が食品流通構造改善促進法に規定する認定構造改善事業に係る業務として行う不動産販売業及び不動産貸付業 ホ 公益社団法人等が独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の委託を受けて行う年金福祉施設等の運営又は管理に係る医療保健業	平26.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(2) 配当等の額とみなす金額(法令23③、改正法令附則3)	○ みなし配当が生ずる基因となる自己の株式又は出資の取得の範囲から、新投資口予約権の行使に伴い生ずる一口に満たない端数に相当する部分の対価としての金銭の交付が除外されました。	金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成25年法律第45号)附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に生ずる事由について適用され、同日前に生じた事由については、従来どおり適用されます。
(3) 再生計画認可の決定に準ずる事実等(法規8の6①二、改正法規附則②)	○ 債務処理に関する計画の策定があった場合に資産の評価損益の計上等が認められる措置について、その計画が一般に公表された債務処理を行うための手続についての準則に従っていることの確認をする者に、株式会社地域経済活性化支援機構がその計画の再生支援につき債権買取り等をしない旨の決定を行う場合に選任する債務処理に関する3人以上の専門家が追加されました。	平26.4.1以後に事実が生ずる場合について適用し、同日前に事実が生じた場合については、従来どおり適用されます。
(4) 公益の増進に著しく寄与する法人の範囲(法令77一の二、改正法令附則4①)	○ 特定公益増進法人の範囲に次の法人が追加されました。 イ 博物館、美術館、植物園、動物園又は水族館の設置及び管理の業務を行う地方独立行政法人	平26.4.1以後に支出する寄附金について適用され、同日前に支出した寄附金については、従来どおり適用されます。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(法令77四、改正法令附則4②)	ロ 幼保連携型認定こども園を設置する学校法人	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日以後に支出する寄附金について適用され、同日前に支出した寄附金については、従来どおり適用されます。
(5) 特定公益信託の要件等（法令77の4③十二、改正法令附則5）	○ 認定特定公益信託となることができる特定公益信託の範囲に、幼保連携型認定こども園における教育及び保育に対する助成を目的とする特定公益信託が追加されました。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日以後に特定公益信託の信託財産とするために支出する金銭の額について適用されます。
(6) 株式譲渡請求権の行使があった場合の所得の計算（旧法令136の3、改正法令附則7）	○ 本制度は廃止されました。	平26.4.1前に行った自己の株式の譲渡については、従来どおり適用されます。
(7) 公共法人の範囲（法別表第一、平15財務省告示第606号、平26財務省告示第101号）	○ 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構について、独立行政法人地域医療機能推進機構への改組後も、引き続き公共法人とすることとされました。 ○ 公共法人の範囲から独立行政法人日本万国博覧会記念機構が除外されました。	— 平26.4.1から適用されます。
(8) 公益法人等の範囲（法別表第二、改正法附則1十一ロ）	○ 公益法人等の範囲に広域的運営推進機関が追加されました。	電気事業法の一部を改正する法律（平成25年法律第74号）の施行の日から適用されます。
(9) 沖縄の認定法人の所得の特別控除（措法60①表一、68の63①表一、改正法附則86①～③⑥、117①～③⑥） (措法60①表二、68の63①表二、改正法附則86①②④⑦、117①②④⑦)	○ 沖縄振興特別措置法の改正に伴い、次のとおり見直しが行われました。 イ 情報通信産業特別地区に係る措置について、対象地区が提出情報通信産業振興計画において情報通信産業特別地区として定められている地区とされました。 ロ 国際物流拠点産業集積地域に係る措置について、対象地区が提出国際物流拠点産業集積計画において国際物流拠点産業集積地域として定められている地区とされました。	平26.4.1以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。 同 上

改正事項	改正の内容	適用時期等								
<p>(措法60②、68の63②、措令36⑤⑥⑧⑩、39の90④～⑥⑨⑭、措規21の18④⑤、22の61②④、旧措法60①表三、68の63①表三、改正法附則86⑤⑧、117⑤⑧、改正措令附則21①～③、32②～④、改正措規附則10、16)</p>	<p>ハ 金融業務特別地区に係る措置について、経済金融活性化特別地区に係る措置として次表のとおり改組されました。</p> <table border="1" data-bbox="499 286 1150 622"> <thead> <tr> <th data-bbox="499 286 676 333">区分</th> <th data-bbox="676 286 1150 333">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="499 333 676 517">対象者</td> <td data-bbox="676 333 1150 517">青色申告書を提出する内国法人（経済金融活性化特別地区の指定の日以後に設立された法人に限ります。）で、同日から平成29年3月31日までの間に経済金融活性化特別地区における事業の認定を受けたもののうち、当該地区内に本店又は主たる事務所を有するもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="499 517 676 564">特別控除額</td> <td data-bbox="676 517 1150 564">所得金額×40%×特区内従事者割合(注)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="499 564 676 622">適用期間</td> <td data-bbox="676 564 1150 622">法人の設立の日から同日以後10年を経過する日までの期間内に終了する事業年度</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 特区内従事者割合とは、事業年度終了の日における常時使用する従業員の総数のうちに経済金融活性化特別地区内において常時使用する従業員の占める割合をいいます。</p>	区分	改正後	対象者	青色申告書を提出する内国法人（経済金融活性化特別地区の指定の日以後に設立された法人に限ります。）で、同日から平成29年3月31日までの間に経済金融活性化特別地区における事業の認定を受けたもののうち、当該地区内に本店又は主たる事務所を有するもの	特別控除額	所得金額×40%×特区内従事者割合(注)	適用期間	法人の設立の日から同日以後10年を経過する日までの期間内に終了する事業年度	<p>平26.4.1以後に終了する事業年度分の法人税について適用されません。</p>
区分	改正後									
対象者	青色申告書を提出する内国法人（経済金融活性化特別地区の指定の日以後に設立された法人に限ります。）で、同日から平成29年3月31日までの間に経済金融活性化特別地区における事業の認定を受けたもののうち、当該地区内に本店又は主たる事務所を有するもの									
特別控除額	所得金額×40%×特区内従事者割合(注)									
適用期間	法人の設立の日から同日以後10年を経過する日までの期間内に終了する事業年度									
<p>(10) 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例(措法60の2②、68の63の2②)</p> <p>(措法60の2①、68の63の2①)</p>	<p>○ 措法42の10(国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)の適用を受けた事業年度においては、本制度の適用ができないこととされました。</p> <p>○ 適用期限が平成28年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>—</p>								
<p>(11) 認定研究開発事業法人等の課税の特例(措法61①、68の63の3①)</p>	<p>○ 適用期限が平成27年3月31日まで1年延長されました。</p>	<p>—</p>								
<p>(12) 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例(措法62①、68の67①)</p>	<p>○ 適用期限(改正前:平成26年3月31日まで)が撤廃されました。</p>	<p>—</p>								
<p>(13) 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例(旧措法66の11①三、改正法附則97、124)</p> <p>(旧措令39の22②三・五～七・十、改正措令附則25)</p>	<p>○ 本制度の対象となる負担金等から次のものが除外されました。</p> <p>イ 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行う退職金支払確保契約に関する業務に係る基金に充てるための同契約に係る掛金</p> <p>ロ 次の(イ)から(ホ)までの業務に係る基金に充てるための負担金</p> <p>(イ) 特定の事業を営む者に対する信用の保証をするための業務(信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会の営む業務を除く。)</p> <p>(ロ) 水産動物の種苗の生産及び放流、その放流に係る水産動物の増殖による漁業生産の増大に係る経済効果の実証等の沿岸漁場の整備及び開発に資するための業務</p> <p>(ハ) 農業経営基盤強化促進法に規定する農地利用集積円滑化団体が行う農用地の利用の集積の円滑化、農業構造の改善等に関する業務</p> <p>(ニ) 都道府県青年農業者等育成センターが行う就農支援業務</p> <p>(ホ) 独立行政法人環境再生保全機構が行うポリ塩化ビフェニル廃棄物処理費用助成等の業務</p>	<p>平26.4.1前に支出したのものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>同上</p>								
<p>(14) 中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用(措法66の13①、68の98①)</p>	<p>○ 適用期限が平成28年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>—</p>								

改正事項	改正の内容	適用時期等
(15) 社会保険診療報酬の所得の計算の特例(措法67、68の99、26②六、改正法附則56)	○ 適用対象となる社会保険診療の範囲に、難病の患者に対する医療等に関する法律の規定によって特定医療費を支給することとされる支給認定を受けた指定難病の患者に係る指定特定医療又は児童福祉法の規定によって小児慢性特定疾病医療費を支給することとされる医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等に係る指定小児慢性特定疾病医療支援が追加されました。	平27.1.1以後に行われる社会保険診療について適用されます。
(16) 農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例(措法67の3①、68の101①)	○ 適用期限が平成30年3月31日まで3年延長されました。	—
(17) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例(措法67の5①、68の102の2①)	○ 適用期限が平成28年3月31日まで2年延長されました。	—
(18) 特定の公共施設等運営権の設定に係る長期割賦販売等の特例(措法67の5の3、68の102の4、措令39の28の3、39の124の3、改正法附則77)	○ 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律の規定による国土交通大臣の承認を受けて公共施設等運営権を設定した場合には、その公共施設等運営権の設定は、法第63条第1項(長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度)に規定する資産の販売等とみなして延払基準の方法により益金算入することができることとされました。	平26.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます。
(19) 損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例(措法67の7①、68の104①)	○ 適用期限が平成31年3月31日まで5年延長されました。	—
(20) 投資法人に係る課税の特例(措規22の19②二、復興特別法人税に関する省令2、改正措規附則13) (措法67の15②、改正法附則1十)	○ 適用事業年度の要件のうち、当期の配当等の額が配当可能利益の額の90%超とする要件について、正ののれんがある場合には、正ののれんの償却額の70%(復興特別法人税の課税事業年度については、80%)を配当可能利益から控除することとされました。 ○ 投資法人に係る法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、投資信託及び投資法人に関する法律に規定する新投資口予約権は新株予約権とみなすこととされました。	平26.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます。 金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成25年法律第45号)附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から適用されます。
(21) 退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止(措法68の4)	○ 適用期限が平成29年3月31日まで3年延長されました。	—